



## 労働者が就労を拒否できる権利について！



2025年5月、日本はILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の批准を国会で承認しました。この条約は、ILOの中核的労働基準（すべての加盟国が遵守すべき労働に関する基本的な権利を定めたもの）であり、労働者の生命と健康を守るための権利を明確にしています。

労働者が「自己の生命又は健康に急迫した重大な危険をもたらすと信じる合理的な理由」がある場合、その作業を拒否し、作業場所から回避する権利を保障しています。これは労働者が危険な状況に直面した際に、自らの判断で身の安全を確保できるようにするための、不可欠な権利です。また、就労拒否権を行使した労働者が、解雇や懲戒処分などから保護されることも明記しています。これにより労働者は報復を恐れず安全のために行動できるようになります。

たとえば、工務職場など夏場の炎天下の作業では、線路近くは50℃近くの高温となり、労働者が熱中症になりそうと予想され、危険と判断した場合、状況によっては就労拒否も可能となります。しかし現行では、日本の労働安全衛生法には、労働者が作業を拒否する権利を明示的に規定した条文はありません。批准させる義務が生じます。労働者が就労拒否権を現実的に行使できるように、具体的な運用や、労働者の保護措置をどう整備していくのが今後の課題となり、早急な国際基準の実施に向けて国内政策を強化することが必要です。

### <適用対象>

労働者が雇用されているすべての経済活動部門およびすべての被用者たる労働者が対象となります。

※ILOは、これまでに189本の条約を採択していますが、日本は未だに50本しか批准していません。特に労働者保護に関わる重要な条約である、47号（週40時間制）、132号（年次有給休暇）、140号（有給教育休暇）などが未批准であり、国際的に低い水準となっています。

### <当面する行動について>

- 1月26～27日第169回拡大中央委員会：湯河原
- 2月2日平和学習交流会：知覧13時鹿児島中央駅集合
- 2月3日九州本部委員会：鹿児島タイセイアネックス  
10：30～ 労働講座  
12：30～ 拡大委員会

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう  
がん保険  
ミライト

**No.1** アフラックがん保険契約件数  
※社の国内総代理店に基づくアフラック調べ（2024年3月時点）

（信託代理店）アフラックは信託代理店を採用しています

アベニール株式会社  
〒105-0004 東京都港区新橋5-1-5 交通ビル3階  
Tel.03-3437-6810

（信託保険会社）  
「生きる」を創る。  
アフラック  
法人第二営業部  
〒163-0456 東京都西新宿2-1-1 新宿三井ビル20階  
Tel.03-6395-9829